

# 上ノ国町空き家バンク制度要綱

令和元年 7 月 31 日

告示第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、上ノ国町における空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域の活性化を図るため、上ノ国町空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住していなく、引き続き居住可能な住宅をいう。ただし、小規模な修理などで居住が可能と判断される住宅を含む。
  - (2) 所有者等 空き家に係る所有権、賃借権又は売却を行うことができる権利を有する者
  - (3) 空き家バンク 空き家又は空き家となる予定の情報を所有者等が登録し、情報提供を行う制度をいう。
  - (4) 空き家登録者 空き家バンクに登録した所有者等をいう。
  - (5) 利用希望者 空き家バンクに登録された空き家情報の利用を希望する者
- (適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

2 町は、空き家の当事者間の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約等について直接関与しないものとする。

(空き家の申請)

第 4 条 空き家バンクへ空き家に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家情報登録申込書（別記様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(空き家登録の決定及び通知等)

第 5 条 町長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家バンクに登録し、空き家情報登録完了（不可）通知書（別記様式第 2 号）により所有者等に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による申請について、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、前項の規定による登録を行わないものとし、空き家情報登録完了（不可）通知書により所有者等に通知するものとする。

- (1) 法令等の規定に違反するとき。

(2) 空き家の状態、周囲の環境等により、当該空き家を利用する者に不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(3) その他空き家バンクの目的に寄与すると認められないとき。

3 町長は、空き家バンクに登録していない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるときは、当該空き家の所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家の登録事項の変更)

第6条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく、空き家情報登録変更届出書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(空き家の登録抹消)

第7条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録抹消届出書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(1) 登録した空き家の所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 所有者等が登録の抹消を希望するとき。

(3) 登録した空き家の売買、又は賃貸の契約が成立したとき。

(4) 空き家予定として登録後3か月経過しても空き家とならなかったとき。

2 町長は、登録した空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクから当該空き家を抹消する。

(1) 登録日から5年経過したとき。

(2) 登録内容に虚偽の事実があることが判明したとき。

(3) その他町長が適当でないと認めたとき。

3 町長は、第1項の届出又は前項の事実を確認した場合には、速やかに空き家バンクから登録情報を抹消するとともに、空き家バンク登録抹消通知書（別記様式第5号）を当該所有者等に通知するものとする。

(空き家情報の公表)

第8条 町長は、ホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家に関する情報を公表するものとする。ただし、空き家登録者が希望しない事項については、この限りではない。

(空き家利用希望の申請)

第9条 利用希望者は、空き家利用希望者登録申込書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(利用者登録の決定及び通知)

第10条 町長は、前条の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、空き家バンク利用者として登録するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、上ノ国町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、地域住民として生活しようとする者
- (3) その他町長が適当と認めた者

2 町長は、前項の規定による登録又は却下を決定したときは、空き家バンク利用者登録完了（不可）通知書（別記様式第7号）により利用希望者に通知するものとする。

（利用希望者に係る登録事項の変更）

第11条 利用希望者は、前条による登録事項に変更があったときは、遅滞なく、空き家利用希望者登録変更届出書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（情報の提供）

第12条 町長は、第8条の規定によるもののほか、必要に応じ、空き家登録者及び利用希望者に対し、空き家バンクに登録された有用な情報を提供するものとする。

（利用基準）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンクを利用することはできない。

- (1) 空き家の利用が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められたとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 第8条の規定による申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録日から5年経過したとき。
- (5) その他町長が適当でないとして認められたとき。

（個人情報の保護）

第14条 町長は、空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについて、上ノ国町個人情報保護条例（平成12年上ノ国町条例第19号）の趣旨に基づき、適切に管理するとともに、情報利用者等への提供のほか、本事業の目的以外に利用しない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

受付番号（ ）

空き家情報登録申込書

年 月 日

上ノ国町長 様

所有物件の種類	<input type="checkbox"/> 建物と宅地	<input type="checkbox"/> 宅地のみ	<input type="checkbox"/> 建物のみ
空き家の所在地	上ノ国町字		
空き家の状況	現在の状況	空き家・空き家となる予定 ※予定は、3ヶ月以内のものに限る	
	家屋の構造	造 階建	
	敷地面積	㎡（ 坪）	
	延床面積	㎡（ 坪）	
	間取り	DK・LDK	
	建築時期	年 月	
	水道	水道 ・ 井戸水 ・ その他	
	風呂	灯油 ・ 電気 ・ ガス ・ その他	
	トイレ	水洗 ・ くみ取り／和式・洋式	
	駐車場	有（ 台） ・ 無	
	家庭菜園	有 ㎡（ 坪）・ 無	
	倉庫	有 ㎡（ 坪）・ 無	
その他			
所有者の意向	<input type="checkbox"/> 賃貸希望	希望賃料	円／月
	<input type="checkbox"/> 売却希望	希望価格	万円
相手方に対する要望事項等			

この空き家情報について、広く一般に情報公開することに同意します。また、実際に交渉・契約を行うことになった場合は、町は一切関知しないことに承諾します。

氏 名 ⑩  
住 所  
電 話  
e-mail

※物件の詳細調査及び写真撮影を町で実施する場合があります。

※申込に関する個人情報は、上ノ国町空き家バンク制度の目的以外に利用しません。

【次ページにできるだけ空き家の敷地及び間取り図を書いてください。】

(裏 面)

敷地及び建物の間取り図



別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

上ノ国町長

㊟

空き家情報登録完了（不可）通知書

年 月 日付で申込みのあった空き家情報については、下記のとおり処理しましたので、上ノ国町空き家バンク制度要綱第5条の規定により通知します。

以下のとおり登録を完了しました。

登録番号 \_\_\_\_\_ 号

登録日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

有効期限： \_\_\_\_\_ 年 月 日（登録日から5年間）

以下のとおり登録を不可としました。

不可とした理由	
---------	--

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

上ノ国町長 様

空き家情報登録変更届出書

登録番号第 号の空き家バンクの内容については、下記のとおり変更したので、上ノ国町空き家バンク制度要綱第6条の規定により届出します。

所有物件の種類	<input type="checkbox"/> 建物と宅地	<input type="checkbox"/> 宅地のみ	<input type="checkbox"/> 建物のみ
空き家の所在地	上ノ国町字		
空き家の状況	現在の状況	空き家・空き家となる予定 ※予定は、3ヶ月以内のものに限る	
	家屋の構造	造 階建	
	敷地面積	㎡（ 坪）	
	延床面積	㎡（ 坪）	
	間取り	DK・LDK	
	建築時期	年 月	
	水道	水道 ・ 井戸水 ・ その他	
	風呂	灯油 ・ 電気 ・ ガス ・ その他	
	トイレ	水洗 ・ くみ取り／和式・洋式	
	駐車場	有（ 台） ・ 無	
	家庭菜園	有 ㎡（ 坪）・ 無	
	倉庫	有 ㎡（ 坪）・ 無	
	その他		
所有者の意向	<input type="checkbox"/> 賃貸希望	希望賃料	円／月
	<input type="checkbox"/> 売却希望	希望価格	万円
相手方に対する要望事項等			

この空き家情報について、広く一般に情報公開することに同意します。また、実際に交渉・契約を行うことになった場合は、町は一切関知しないことに承諾します。

氏 名 ⑨  
住 所  
電 話  
e-mail

※申込に関する個人情報は、上ノ国町空き家バンク制度の目的以外に利用しません。

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

上ノ国町長

様

氏 名

印

### 空き家バンク登録抹消届出書

登録番号第 号の空き家バンクの内容については、下記の理由により抹消したいので、上ノ国町空き家バンク制度要綱第7条の規定により届出します。

登録抹消の理由	
---------	--

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

上ノ国町長



### 空き家バンク登録抹消通知書

登録番号第 号の空き家台帳の内容については、下記の理由により抹消したので、上ノ国町空き家バンク制度要綱第 7 条の規定により通知します。

登録抹消の理由	
---------	--

受付番号（ ）

空き家利用希望者登録申込書

年 月 日

上ノ国町長 様

申込者 住所 〒 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話 ( ) - \_\_\_\_\_

上ノ国町空き家バンク制度により、次のとおり空き家を利用したいので、上ノ国町空き家バンク制度要綱第9条の規定により申請します。なお、本制度により得た情報は、上ノ国町空き家バンク制度要綱の規定に沿って私自身が利用し、他の目的には一切利用しません。また、申込書の内容の一部又は全部を所有者等の求めに応じて提供することを承諾します。

移住希望の理由	<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> セカンドハウス <input type="checkbox"/> その他（ ）			
希望する空き家	空き家番号（ ）			
家族構成	氏名	続柄	年齢	職業
希望する条件	<input type="checkbox"/> 賃貸希望 希望賃料		円／月	
	<input type="checkbox"/> 購入希望 希望価格		万円	
	希望する地域			
	間取り	DK・LDK		
	駐車場	有（ 台）・無		
	家庭菜園	有（ m <sup>2</sup> ）・無		
	その他			
その他特記事項				

※上ノ国町は、契約等に一切関与しません。

※申込に関する個人情報は、上ノ国町空き家バンク制度の目的以外に利用しません。

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

様

上ノ国町長

㊟

空き家バンク利用者登録完了（不可）通知書

年 月 日付で申込みのあった空き家利用希望者情報については、下記のとおり処理しましたので、上ノ国町空き家バンク制度要綱第10条の規定により通知します。

以下のとおり登録を完了しました。

登録番号 \_\_\_\_\_ 号

登録日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

有効期限： \_\_\_\_\_ 年 月 日（登録日から5年間）

以下のとおり登録を不可としました。

不可とした理由	
---------	--

別記様式第 8 号 (第11条関係)

空き家利用希望者登録変更届出書

年 月 日

上ノ国町長 様

申込者 住所 〒 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
電話 ( ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_ 号の利用希望者台帳の内容について、下記のとおり変更したいので、上ノ国町空き家バンク制度要綱第 11 条の規定により届出します。

移住希望の理由	<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> セカンドハウス <input type="checkbox"/> その他 ( )			
希望する空き家	空き家番号 ( )			
家族構成	氏 名	続柄	年 齢	職 業
希望する条件	<input type="checkbox"/> 賃貸希望 希望賃料		円/月	
	<input type="checkbox"/> 購入希望 希望価格		万円	
	希望する地域			
	間取り	DK・LDK		
	駐車場	有 ( 台)・無		
	家庭菜園	有 ( m <sup>2</sup> )・無		
	その他			
その他特記事項				

※上ノ国町は、契約等に一切関与しません。

※申込に関する個人情報、上ノ国町空き家バンク制度の目的以外に利用しません。